

二子玉川東地区再開発事業差止請求訴訟控訴審判決に対する

原告団声明

2010年11月14日

東京高等裁判所は、この再開発が住民に犠牲を強い、何の公共性もないので差し止めるよう求めた私たちの請求を、退けました。

この事業が始まってから、二子玉川の街は、まるで工事場の中を人々が危険を避けながら動いているという様相を呈しています。通る道も、突然変わったり、行き止まりになったりし、見上げれば超高層ビルがそそり立ち、毎日落ちつきません。ビル風や乱反射で、暮らしと地域社会がかき乱されています。住民の健康や命さえ犠牲にされています。

今回の判決は私たちの被害とまち壊しの実態に踏み込んだ判断をせず、「街は住民の意見を入れてつくるもの」「地域環境の向上に貢献する、持続可能な街づくりにこそ公共性がある」という私たちの主張を深く検討することなく、法的な手続きを経たからと事業者の言い分をそっくり認めたもので、到底認めることはできません。

この事業は、世田谷区長と東急グループとの協定(密約)により進んできました。東急の利潤追求のためのものであることは誰の目にも明らかです。このような事業に税金を投入することは許されないし、このような政治のあり方を、変えていかなければなりません。

私たちは、安全で健康に暮らすため、この再開発による生存基盤の破壊から、生存権の回復をもとめるとともに、そのためにも、個別の被害救済をこえて、住民主体の「街づくり参画権」を憲法上の権利として成熟させることをも求めて、最高裁判所に上告します。

そして、公金投入差しとめの住民訴訟(控訴審)、2期事業認可取り消しの行政訴訟とあわせ、ほんとうに公共性があると言える住民主体のまちづくりへの公共事業・都市計画事業の転換を追求していきます。

二子玉川東地区再開発事業差止請求原告団